

「指定介護老人福祉施設（みどり苑）」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(平成12年4月1日指定)

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1	経営主体について	1
2	事業所の概要について	1
3	居室の概要について	1
4	職員の配置状況について	2
5	当施設が提供するサービスと利用料金について	3
6	施設を退所していただく場合（契約の終了）について	9
7	残置物引取人について	12
8	身元引受人（連帯保証人）について	12
9	苦情の受付について	12

1. 経営主体

- (1) 名 称 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合
- (2) 所 在 地 愛媛県大洲市大洲810番地1
- (3) 電話・FAX 0893(23)0210・0893(23)0211
- (4) 代表者氏名 組合長 二宮 隆久
- (5) 設立年月日 昭和60年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設

(平成12年4月1日 指定)

- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けすることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホームみどり苑

- (4) 施設の所在地 愛媛県喜多郡内子町立山4740番地1

- (5) 電話番号 0893(45)0141

- (6) 施設長（管理者）氏名 橋 本 和 高

- (7) 施設の運営方針 短期入所生活介護施設・通所介護施設・軽費老人ホーム グリーン・ケアとの連携を密にし、利用者の生命及び人権尊重に主眼を置き、安全処遇を第一とし新しい生活創造の確立を図るとともに、利用者及びその家族のニーズを生かせる潤いと安らぎのある快適環境とその条件づくりに努めます。また、施設サービスの提供にあたって、当該入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は一切行いません。

地域のボランティア、幼稚園児及び小中学校の児童生徒等と利用者との交流を深めるとともに、地域住民とのつながりに務めます。

- (8) 開設年月日 平成5年6月1日

- (9) 入所定員 60人

3. 居室の概要

- (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	6 室	
2人部屋	7 室	
4人部屋	10 室	
合 計	23 室	
食 堂	1 室	
機能訓練室	1	主な設置機械 移動式平行棒・助木運動器・手関節屈伸運動器
浴 室	1	機械浴・特殊浴槽
医 務 室	1	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
1 施設長（管理者）	1 名	1 名
2 生活相談員（兼務）	1 名	1 名
3 介護職員	17 名	17 名
4 看護職員	3 名	3 名
5 機能訓練指導員	1 名	1 名
6 介護支援専門員	1 名	1 名
7 栄養士（兼務）	1 名	1 名
8 医 師	1 名	1 名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

[主な職種の勤務体制]

職種	勤務体制	
1 生活相談員（兼務）	8：45～17：30	1名
2 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～15：45 日中： 8：45～17：30 夜間：16：45～ 9：45	2名 4名 3名
3 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：30～16：15 日中： 8：45～17：30	1名 1名
4 機能訓練指導員（兼務）	8：30～17：15	1名
5 介護支援専門員	8：45～17：30	1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（9割又は8割）が介護保険から給付されます。（介護保険からの9割又は8割の給付率については、所得等により決定されます。）

[サービスの概要]

①食事

・当施設では、栄養士（管理栄養士）により食事や栄養管理について、次のような取り組みを進めています。

◎利用者一人一人の健康、栄養状態を体重測定などによりチェックします。

◎一人一人の健康、栄養状態に基づいて、個別の計画を作成します。

◎定期的なフォローアップを行います。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食 7：45～ 8：30

昼食 12：00～13：00

夕食 17：30～19：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促す為、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行うと共に、看護職員は日毎の服薬管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、ご希望により毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦施設サービス評価の実施

- ・当苑では、第三者による施設サービス評価は行っておりませんが、施設に設けているサービス向上評価委員会内で定期的な評価を行い、サービスの質の向上に向けた取り組みを行っております。

[サービス利用料金（1日あたり）]（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費（階層によって負担限度額があります。）の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※一定以上の所得のある方は、介護保険対象負担割合が2割～3割になります。

□介護保険対象料金（1日あたり）※負担割合1割の方

1 基本料金		介護保険制度入所者	
		個室	多床室
介護福祉施設 サービス費	要介護 1	589 円	589 円
	要介護 2	659 円	659 円
	要介護 3	732 円	732 円
	要介護 4	802 円	802 円
	要介護 5	871 円	871 円

2-1 加算料金(1日あたり)	料 金	備 考
個別機能訓練加算（I）	12 円	専従の機能訓練指導員の配置に加え、個別訓練計画書を作成している事等
外泊時費用加算	246 円	連続した 6 日間及び月をまたぐ最長 12 日間
初期加算	30 円	入所及び退院(30 日以上入院)後 30 日
療養食加算	6 円／回	医師が必要と認め、療養食を提供した方のみ ※1 日につき 3 回を限度

夜勤職員配置加算（Ⅲ）口	16 円	夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること
日常生活継続支援加算	36 円	
看護体制加算（Ⅰ）口	4 円	
看護体制加算（Ⅱ）口	8 円	
若年性認知症入所者受入加算	120 円	65 歳未満の方対象
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円	医師が認め、緊急に入所した日から 7 日を限度とする
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円	認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置等（認知症自立度：Ⅲ以上の方が対象）

2-2 加算料金(1ヶ月もしくは回数に応じて)		
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔管理を月 2 回以上行うことなど
経口維持加算（Ⅰ）	400 円	摂取状況の管理・観察が必要な方のみ
経口維持加算（Ⅱ）	100 円	経口維持加算（Ⅰ）において行う観察、会議に医師等が加わる
介護職員処遇改善加算 V (8)	算定額	(基本サービス費+各種加算・減算) × 97/1000 で算出した額
安全対策体制加算	20 円	入所時、初回に限り算定
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 円	機能訓練の内容等を厚生労働省に提出し、訓練の実施に当たって、適切かつ有効な情報を活用する事など
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 円	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していることなど
退所時情報提供加算	250 円	医療機関へ退所（入院）する入所者について、医療機関へ必要な心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合（1回限り）
退所時栄養情報連携加算	70 円	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する（月 1 回を限度）
配置医師緊急時対応加算	325 円	勤務時間外の場合 (早朝・夜間及び深夜を除く)
	650 円	早朝：午前 6 時～午前 8 時 夜間：午後 6 時～午後 10 時
	1,300 円	深夜：午後 10 時～午前 6 時

看取り介護加算（I）	算定期間	加算費用額
	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 円／日（最長 15 日間の算定）
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 円／日（最長 27 日間の算定）
	死亡日の前日及び前々日	680 円／日（最長 2 日間の算定）
	死亡日	1,280 円（死亡日のみ）

□介護保険対象外料金（1日あたり）

費　　目	料　　金	備　　考
居住費（多床室）	915 円	所得等に応じ減額措置あり
居住費（個室）	1,231 円	所得等に応じ減額措置あり
食　　費	1,512 円	所得等に応じ減額措置あり
理美容代	実　　費	出張サービス提供
日常生活費	教養娛樂費	クラブ活動、各種行事の材料費
	健康管理費	診療費等

☆居住費については、平成 17 年 9 月 30 日以前から入所している方で従来型個室に入所していても多床室料金とします。入院・外泊加算の対象期間については、入院・外泊時でも居住費はご負担いただきます。ただし、課税所得（第 4 段階該当）者の方は、前記対象期間外でも居住費をご負担いただきます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

[サービスの概要と利用料金]

①特別な食事（酒類を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

但し、材料・時間等によりご希望に沿えない場合があります。

利用料金：要した費用の実費

②美容

「美容サービス」

月 2 回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ）をご利用いただけます。利用料金：1 回あたり 2,000 円～3,000 円

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

◎管理する金銭の形態：預貯金及び現金

◎お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

◎保管管理者：施設長

◎出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預貯金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、四半期ごとに残高と出入金明細を身元引受人又はご契約者に通知します。

◎利用料金：管理料無料

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（材料代等の実費をいただきます。）

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

1枚につき 20円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの及び健康管理上、個別に必要となる物品にかかる費用をご負担いただきます。

入所中のおむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院及び外泊時の移送サービスを行います。

利用料：無料 但し、大洲喜多圏外は、タクシー等を利用する場合もあり、その際は実費をご負担いただきます。

⑧契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金
(1日あたり)

区分		負担階層				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	個室	7,330円	7,520円	8,180円	8,890円	9,393円
	多床室	6,950円	7,470円	7,730円	8,440円	9,077円
要介護2	個室	8,030円	8,220円	8,880円	9,590円	10,093円
	多床室	7,650円	8,170円	8,430円	9,140円	9,777円
要介護3	個室	8,760円	8,950円	9,610円	10,320円	10,823円
	多床室	8,380円	8,900円	9,160円	9,870円	10,507円
要介護4	個室	9,460円	9,650円	10,310円	11,020円	11,523円
	多床室	9,080円	9,600円	9,860円	10,570円	11,207円
要介護5	個室	10,150円	10,340円	11,000円	11,710円	12,213円
	多床室	9,770円	10,290円	10,550円	11,260円	11,897円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので下記の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

お支払い方法は、指定金融機関口座からの自動引き落としになります。本人名義の口座を指定金融機関(愛媛たいき農協)で開設していただき、施設で管理させていただきます。毎月25日に口座からの自動引き落としになりますので、通帳残高にご注意下さい。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	喜多医師会病院
所 在 地	大洲市東大洲1563番地1
診 療 科 目	循環器内科・外科・消化器内科 呼吸器内科・放射線科・整形外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	伊予市国民健康保険直営中山歯科診療所
所 在 地	伊予市中山町中山丑352-1

(5) 緊急時・事故発生時及び非常災害時における対応、対策

①緊急時における対応

施設サービスの提供を行っている時に入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

②事故発生時の対応

入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市・町、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

③非常災害対策

施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出等必要な訓練を行うものとします。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第13条参照）

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要介護2以下と判定された場合（但し、ご契約者が平成27年3月31日以前からみどり苑に入所している場合、又は要介護1・2に変更になった入所者が特例入所の要件に該当すると認められる場合は、本号は適用されません。）
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりみどり苑を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の1ヶ月前までに解約届をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約し・解除し施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連續して3か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円

②7日以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合、入所理由が解消されておらず入所の必要性が認められる時は、当施設に再び優先的に入所することができます。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者または「残置物引取人」にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められていない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 身元引受人（連帯保証人）（契約書第22条参照）

契約者の円滑な、入・退所及び日常生活のために身元引受人（連帯保証人）「以下、身元引受人という」を定めていただきます。

身元引受人となる方については、本契約から生じる契約者の債務について、極度額50万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、契約者又は身元引受人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

身元引受人からの請求があった場合には、当施設は身元引受人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

9. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕生活相談員 平井真司

受付時間 8:45～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

受付時間 8:30～17:15

月曜日～金曜日。但し、土日、祝日及び年末年始は除きます。

内子町役場 保健福祉課 介護保険係	喜多郡内子町平岡甲168番地 電話 0893(44)2111 / FAX 0893(44)4300
愛媛県国民健康保険 団体連合会	松山市高岡町101番地1 電話 089(968)8700 / FAX 089(968)8717
伊予市中山地域事務所 地域支援課	伊予市中山町出渕2番耕地138番地1 電話 089(967)1111 / FAX 089(967)1101
大洲市役所 高齢福祉課 介護保険管理係	大洲市大洲690番地1 電話 0893(24)2111 / FAX 0893(24)2228

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームみどり苑

説明者 職・氏名 生活相談員 平井 真司

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）
第4条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明
のために作成したものです。

〔重要事項説明書付属文書〕

1 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
- (2) 建物の延べ面積 2,428.7 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設実施しています。

- ・短期入所生活介護 (定員 10 名)

平成 12 年 3 月 17 日指定 短期入所生活介護 愛媛県指令第 108 号

平成 19 年 4 月 1 日指定 介護予防短期入所 愛媛県指令第 1856 号

- ・通所介護 (定員 18 名)

平成 30 年 4 月 1 日指定 地域密着型通所介護

平成 30 年 4 月 1 日指定 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・居宅介護支援事業 平成 11 年 9 月 30 日指定 愛媛県指令第 81 号

- ・軽費老人ホーム「グリーン・ケア」(定員 30 名) 平成 5 年 6 月 1 日開所

(4) 施設の周辺環境

国道 56 号線より約 1 km 登った場所に位置し、四季の風情が楽しめる静かな環境で毎日を過ごしていただけます。

交通：列車 JR 立川駅より約 1.4 km

バス 立川停留所より約 1.0 km (伊予鉄南予バス)

2 職員の配置状況

(配置職員の職種)

介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
	3 名の利用者に対して 1 名の介護職員を配置しています。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
医師	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対し説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、6か月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4 サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむをえない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者的心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことはできません。

火気、危険物、その他施設長が不適当と認めた物

(2) 面会

面会時間 8：30～17：00

※来苑者は、必ずその都度職員に届け出て、受付に備付けの面会簿に記入して下さい。

※なお、来苑される場合、食品（生物）の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

但し、外泊については、最長で月6日間とします。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、5.（1）に定める「食事に関する自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していくだくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設屋外の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌^{しんしゃく}して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。